

T&M通信

～税務と経営～

●今月の経営チェックポイント

- 9月分（10月支払給与より徴収）から厚生年金保険の保険料が改定されます。

一般の被保険者の方 現行18.182% → 18.300%

* 被保険者負担率は9.150%です。

- 秋の全国交通安全運動9月21日(木)～9月30日(土)の10日間です。

交通取締りが強化されますので、充分お気をつけ下さい。

- 9月、10月決算法人の方は賞与等決算の対策の準備をして下さい。

- 9月18日(月)は敬老の日、23日(土)は秋分の日です。

●着眼点

未来に向けて始動

税理士 田中彰

9月になり暑さも幾分和らいで参りましたが、皆様お気でお仕事に邁進されているでしょうか。月日が経つのも早いもので本年も余すところ後4ヶ月となりました。

AI（人工知能）の進展により、早くて10年以内に会計や経理及び監査といった職業が無くなるという話は前にも申し上げました。私は反面「逆に言うたら10年は安泰なんや」と思っていたのですが、もう既にそこへ向けての動きが始まっていることを知り、うかうかしていられないと多少ショックを受けました。

これらの始動が早い要因として、①IT（情報技術）やAIの目まぐるしい進化、②超高齢社会や労働力人口の減少に対する国の施策、③そして何よりも企業のニーズを挙げることができます。「企業ニーズ」についてもう少し説明しますと、人口増加などを背景に経済が膨張した時代ではバックオフィス部門にも相応な人員がいて分担して会計や経理を行っていました。それが現在のように若い労働力が減少すると特に中小企業の雇用難が深刻でバックオフィス機能はITやAIに頼らざるを得ない状況になってきました。会計事務所に対しては記帳代行に報酬を払うより税務や経営の指導に期待する傾向が強まってきました。

そこで、会計や経理に対して出現してきたのが「クラウドによるERP（Enterprise Resource Planning）」つまりクラウド型統合業務システムの活用という考え方です。クラウドつまりインターネットを通じて会計や経理のソフトを活用しデータも堅牢な外部サーバーに保有する為、ネット環境があれば誰でも何処でも利用することができます。また、販売管理や仕入管理・給与管理など各分野のデータ、さらには銀行のデータを自動的に会計データに活用されるため経理にかかる時間やコストが大幅に低減されるというものです。

そして、会計処理にかかった時間を、経営を考える時間に充てることができます。

当事務所も未来に向けて皆様方のお役に立てる会計事務所に変貌していかなければならないと考えています。クラウド型ERPの導入に加えて、来月10月からは娘婿である亀元祐希が公認会計士・税理士としてT&M田中会計の業務に加わる予定です。これまで勤務した監査法人での経験を活かして皆様のお役に立てると思います。どうか宜しくお問い合わせ申し上げます。

● 介護の準備

私の身近で、70代のご夫婦の奥様が2カ月程度入院することになり、ご主人は家事をほとんどされたことがないため、急遽、不慣れな生活をされることになりました。「この年になって、こんなことをするようになるとは思わなかった」と嘆いておられます。

性別役割分業が一般的だった世代の方にとって、家事に対する抵抗感や不慣れな状況には、さぞストレスを感じておられることと思います。

実は、ご夫婦の家族が、随分前から「多少の家事をしておいた方がいいのでは？」と、何度も提案をしておられたのですが、なかなか難しかったようです。

ところで、女性の就業状況について、従来のM字カーブ（子育て世代の就業者が減少することで年齢別就業者の折れ線グラフがM字になる）が、子育て世代も仕事を継続することで、M字の窪みが減少してきているそうです。

様々な状況の中、平成23年10月～24年9月の間の介護離職者が約10万人に達し、介護を担う者が施策を活用したとしても、仕事と介護の両立には無理のある状況が見えます。

高齢者の日常生活が、高齢者自身で成り立たなくなる時期がいずれ到来するにせよ、健康寿命を延ばし、各々が近い将来のビジョンを持ち、家庭内で協力しあうことが必要なのだろうと感じました。

(文責 井上 友佳子)

● 職場意識改善助成金

9月になったとたん、朝夕涼しくなってきましたね。猛暑で体調を崩す方々も多かったと行く先々でお伺いしています。涼しくなった今の時期だからこそ、社内の有給休暇取得を促進しませんか。

厚生労働省では、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減などに取り組む中小企業の事業主を対象に助成金を支給しています。対象となるのは以下の項目を満たす中小企業の事業主さまです。

- ・雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下
- ・月間平均所定外労働時間数が10時間以上
- ・労働時間などの設定の改善に積極的に取り組む意欲がある

詳しくは 厚生労働省ホームページ「職場意識改善助成金（職場環境改善コース）」

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=4&n=20>

をご覧ください。

(予算額の上限に達した場合は、申請期限前であっても助成金の支給は終了となります。)

(文責 中澤 里美)

● 老齢年金の受給資格期間が短縮されました

平成29年8月1日からは、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給するための資格期間が**10年以上**に変更されました。変更前は老齢年金を受給するためには、国民年金、厚生年金、共済年金の加入期間と国民年金の保険料免除期間などを合わせた期間が25年以上とされていました。

年金受給資格期間が10年ない場合でも、60歳～65歳までの国民年金「任意加入制度」、65歳～70歳までの国民年金「特例任意加入制度」、国民年金の「後納制度」を使って受給資格期間を10年以上にすれば年金を受給できる場合があります。年金の受給額は保険料を納付した期間により決まります。

今回の変更による該当者には年金請求書（短縮用）、黄色の封筒が送付されるとの事ですので、手続きを行って下さい。

(文責 田中 恵子)